

令和4年12月23日
株式会社 清文社

〈お知らせ②：令和5年度税制改正大綱情報〉
－電子帳簿等保存制度の見直しについて－

電子帳簿等保存制度について、令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」において、下記の見直しを行うことが明記されました。

本制度をテーマとする書籍・小冊子につき、今後の法改正に向けた動向にご注意ください。

記

- ① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置が講じられます。具体的には、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする猶予措置が講じられます（令和6年1月1日以後適用）。なお、令和4年度改正で整備された現行の経過措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止されます。

また、保存義務者のうち、次の対象者については、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていた場合には、検索要件の全てが不要とされます（令和6年1月1日以後適用）。

イ 売上高が5,000万円以下（現行：1,000万円以下）である保存義務者

ロ その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

- ② 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、スキャナで読み取った際の解像度等に関する情報の保存要件の廃止、記録事項の入力者等に関する情報の確認要件の廃止など見直しが行われます（令和6年1月1日以後適用）。

- ③ 過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿（所得税・法人税）について、その範囲が合理化・明確化されます（令和6年1月1日以後適用）。

以 上